

令和5年第11回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年7月7日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 705会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、草薙係長、大和書記、柳田書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第41号 選挙人名簿から抹消すること
 - (2) 議案第42号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること
 - (3) 議案第43号 選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の基準となる日等を定めること
 - (4) 議案第44号 投票用紙の様式を定めること
 - (5) 議案第45号 不在者投票の場所を定めること
 - (6) 議案第46号 選挙長及び同職務代理者を選任すること
 - (7) 議案第47号 選挙会の日時及び場所を定めること
 - (8) 議案第48号 開票の事務と選挙会の事務を合同すること
 - (9) 議案第49号 投票及び開票の順序を定めること
 - (10) 議案第50号 ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を定めること
 - (11) 議案第51号 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること
 - (12) 議案第52号 選挙運動費用収支報告書の要旨の公表方法を定めること
 - (13) 議案第53号 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること
 - (14) 議案第54号 特定国外派遣組織への不在者投票用紙等の告示日前交付又は発送開始日を定めること

- (15) 議案第55号 不在者投票用外封筒等の委員会印を刷込みとすること
- (16) 議案第56号 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の材質、地色及び文字の色を定めること
- (17) 議案第57号 標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色及び文字の色を定めること
- (18) 議案第58号 選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること
- (19) 議案第59号 政治活動用自動車表示板の材質、地色及び文字の色を定めること
- (20) 議案第60号 政治活動用ポスター証紙の地模様、地模様の色及び文字の色を定めること
- (21) 議案第61号 政談演説会告知用立札、看板類表示板の材質、地色及び文字の色を定めること
- (22) 議案第62号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること
- (23) 議案第63号 選挙公報へ候補者の写真を掲載すること
- (24) 議案第64号 選挙公報の余白に啓発等の事項を掲載すること
- (25) 議案第65号 ポスター掲示場の様式を定めること
- (26) 議案第66号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること
- (27) 議案第67号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

(午前9時22分 開会)

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

(事務局、日程を説明)

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第41号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第41号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、88人である。その内訳は男47人、女41人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、327人である。その内訳は男173人、女154人である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第42号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第42号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回登録する者の数については、女1人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男54人、女73人、合計127人であった。

今回の女1人の登録により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男54人、女74人、合計128人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第43号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第43号 選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の基準となる日等を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における公職選挙法第22条第3項の規定による本市の選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日、年齢による被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を定めるものである。

被登録資格の決定の基準となる日は「令和5年11月4日」、年齢による被登録資格の決定の基準となる日は「令和5年11月12日」、登録を行う日は「令和5年11月4日」とするものである。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第44号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第44号 投票用紙の様式を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における投票用紙の様式を定めるものである。

一般投票用紙と点字投票用紙の色等は、別紙のとおりである。

なお、前回市議・市長選時（令和元年執行）と同じ様式ではあるが、投票用紙の色を変更している。今回の市議選の一般投票用紙は「白色の用紙に黒文字」で、点字投票用紙は「アイボリーの用紙に黒文字」であり、市

長選の一般投票用紙は「浅黄色の用紙に黒文字」で、点字投票用紙は「うぐいす色の用紙に黒文字」である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第45号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第45号 不在者投票の場所を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における不在者投票所を定めるものである。

不在者投票の場所は「海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所 海老名市選挙管理委員会事務局事務室」とするものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第46号から議案第49号までを一括して付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第46号 選挙長及び同職務代理者を選任すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における選挙長と同職務代理者を定めるものである。

市議選の選挙長に杉山委員、同職務代理者に永江委員長を、市長選の選挙長に中島委員、同職務代理者に佐藤委員を選任するものである。

【議案第47号 選挙会の日時及び場所を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において、開票の事務と併せて行う選挙会の日時及び場所を定めるものである。

選挙会の日時は「令和5年11月12日 午後9時」、場所は「海老名市中新田3291番地の19 海老名運動公園総合体育館大体育室」とするものである。

【議案第48号 開票の事務と選挙会の事務を合同すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における開票の事務について、公職選挙法第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行うこととするものである。

【議案第49号 投票及び開票の順序を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における投票及び開票の順序を定めるものである。

投票の順序は、初めに「海老名市議会議員選挙」を、次に「海老名市長選挙」とし、開票の順序は「同時」に行うものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第50号から議案第52号までを一括して付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第50号 ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を「令和5年11月5日」とするものである。ただし、掲示の開始は、公職選挙法第86条の4の規定による立候補届出の受理後とするものである。

【議案第51号 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における公職選挙法第175条第1項及び第2項の規定による候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めるものである。

日時は、告示の日の「令和5年11月5日 午後6時」、場所は「海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所7階704会議室」、くじの順序は、初めに「海老名市議会議員選挙」を、次に「海老名市長選挙」とするものである。

【議案第52号 選挙運動費用収支報告書の要旨の公表方法を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表方法について定めるものである。

公表の期間は「令和6年1月15日から令和6年1月29日まで」、場所は「海老名市勝瀬175番地の1（海老名市役所前） 海老名市掲示場」とするものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員 長 次に、議案第53号及び議案第54号を一括して付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第53号 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において、告示日前に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を郵便等をもって発送する場合における、その発送を開始する日を定めるものである。

市議選の発送開始日については「令和5年11月4日」、市長選の発送開始日についても「令和5年11月4日」とするものである。

【議案第54号 特定国外派遣組織への不在者投票用紙等の告示日前交付又は発送開始日を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において、告示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵送等をもって発送する場合における、その開始する日を定めるものである。

市議選の開始日については「令和5年11月4日」、市長選の開始日についても「令和5年11月4日」とするものである。

委員 長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員 長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第55号から議案第58号までを一括して付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第55号 不在者投票用外封筒等の委員会印を刷込みとすること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において、不在者投票用外封筒及び仮投票用封筒に押すべき選挙管理委員会の印を刷込式とするものである。

【議案第56号 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の材質、地色及び文字の色を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において、主として選挙運動のために使用する自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の材質、地色及び文字の色を定めるものである。

市議選の自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板については、いずれも材質は「木製」、地色は「クリーム色」、文字の色は「黒色」、市長選挙の自動車・船舶用表示板と拡声機用表示板については、いずれも材質は「木製」、地色は「白色」、文字の色は「青色」とするものである。

【議案第57号 標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色及び文字の色を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における選挙運動のための標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色及び文字の色を定めたいものである。

市議選の標旗、選挙運動員章、乗車・乗船章については、いずれも地色は「クリーム色」、文字の色は「黒色」、市長選挙の標旗、選挙運動員章、乗車・乗船章については、いずれも地色は「白色」、文字の色は「青色」とするものである。

【議案第58号 選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における選挙運動用ビラ証紙の地模様及びその色を定めるものである。

市議選の選挙運動用ビラ証紙については、地模様は「市章及び市の花「サツキ」」、地模様の色は「クリーム色」、市長選の選挙運動用ビラ証紙については、地模様は「市章及び市の花「サツキ」」、地模様の色は「浅黄色」とするものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第59号から議案第61号までを一括して付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第59号 政治活動用自動車表示板の材質、地色及び文字の色を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市長選挙において交付する政治活動用自動車表示板の材質、地色及び文字の色を定めるものである。

材質は「木製」、地色は「白色」、文字の色は「青色」とするものである。

【議案第60号 政治活動用ポスター証紙の地模様、地模様の色及び文字の色を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市長選挙において交付する政治活動用ポスター証紙の地模様、地模様の色及び文字の色を定めるものである。

地模様は「市章及び市の木「ツゲ」」、地模様の色は「オレンジ色」、文字の色は「黒色」とするものである。

【議案第61号 政談演説会告知用立札、看板類表示板の材質、地色及び文字の色を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市長選挙における政談演説会告知用立札、看板類表示板の材質、地色及び文字の色を定めるものである。

材質は「木製」、地色は「白色」、文字の色は「青色」とするものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第62号から議案第64号までを一括して付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第62号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めるものである。

日時は、告示の日の「令和5年11月5日 午後5時30分」、場所は「海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所7階704会議室」、くじの順序は、初めに「海老名市議会議員選挙」を、次に「海老名市長選挙」とするものである。

【議案第63号 選挙公報へ候補者の写真を掲載すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における選挙公報について、候補者の写真を掲載するものである。

【議案第64号 選挙公報の余白に啓発等の事項を掲載すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙における選挙公報について、その余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載するものとするものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第65号から議案第67号までを一括して付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第65号 ポスター掲示場の様式を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において設置するポスター掲示場の様式を、海老名市選挙ポスター掲示場設置条例施行規程第2条に規定する様式で、それぞれ第1号様式とするものである。

【議案第66号 ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において設置するポスター掲示場において、表示・注意欄の下に接する区画を選挙運動用ポスターの掲示に使用しないときは、当該区画を選挙の啓発に使用するものとするものである。

【議案第67号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及びこれと同時に行う海老名市長選挙において設置するポスター掲示場の掲示区画の数を定めるも

のである。

市議選の掲示区画数は「34区画」、市長選の掲示区画数は「4区画」とするものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

【協議事項】

・令和5年第8回選挙管理委員会の会議録の確認について

→ 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。

・海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙の立候補予定者事前説明会の日程について

→ 次のとおり開催することとした。

・海老名市長選挙

令和5年9月23日(土) 午前10時から 市役所401会議室

・海老名市議会議員選挙

令和5年9月23日(土) 午後1時30分から 市役所401会議室

・選挙時街頭啓発について

→ 海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における街頭啓発を、令和5年11月4日(土)午後1時半から実施することとした。

・委員及び補充員による投開票所の巡視について

→ 今回の選挙についても巡視を実施することとした。

【報告事項】

・全国市区選挙管理委員会連合会関東支部の支部長市の交代について

→ 事務引継ぎが完了し、支部長市が横須賀市から柏市（令和5年度及び令和6年度担当）に交代したことを報告した。

・全国市区選挙管理委員会連合会関東支部理事会の書面表決について

→ 各議題について、賛成・意見等なしで回答したことを報告した。

・神奈川県市選挙管理委員会連合会定期総会（書面開催）の議決結果について

→ 全ての議案について、賛成多数により可決されたことを報告した。

委員 長 委員から何かあるか。

委員 長 長崎市において、本年4月の統一地方選挙の際に投票所で市の担当者がトランスジェンダーである選挙人の戸籍上の性別を周囲に聞こえるような声で読み上げられたとして、当該選挙人が長崎市選管に対して改善を求める要望書を提出したという事案があった。

このような「アウトティング」については、国立市が日本で初めて「アウトティングの禁止」を盛り込んだ条例を制定したという事例もある。

選管においては、このような事案が発生しないよう、十分に気を付けるように。

事務局 センシティブな事案について、慎重に対応するよう徹底していく。